

四日市市就学支援委員会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市教委規則第1号

四日市市就学支援委員会条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市就学支援委員会条例施行規則（平成20年3月27日教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市<u>教育</u>支援委員会条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、四日市市<u>教育支援委員会</u>条例（平成20年四日市市条例第11号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（部会）</p> <p>第3条 条例第7条に規定する部会及び部会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 調査・協議部会 幼児、児童及び生徒の就学に関する相談及び障害その他発達上の課題等の調査を行い、<u>就学及びその後の一貫した教育的支援</u>について協議すること。</p> <p>(2) ケース検討部会 <u>専門の知識を必要とする</u>相談ケースの検討を行うこと。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 各部長は、部会において調査、協議した事項について、その結果を四日市市<u>教育支援委員会</u>に報告するものとする。</p>	<p>四日市市<u>就学</u>支援委員会条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、四日市市<u>就学支援委員会</u>条例（平成20年四日市市条例第11号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（部会）</p> <p>第3条 条例第7条に規定する部会及び部会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 調査・協議部会 幼児、児童及び生徒の就学に関する相談及び障害その他発達上の課題等の調査を行い、<u>教育的措置及び支援</u>について協議すること。</p> <p>(2) ケース検討部会 <u>就学及び発達上の課題</u>に関する相談ケースの検討を行うこと。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 各部長は、部会において調査、協議した事項について、その結果を四日市市<u>就学支援委員会</u>に報告するものとする。</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(教育委員会教育支援課)